

身近な文化財に学ぶ歴史 ～太田城水攻め堤跡から～



教育長 宮崎 泉 Miyazaki Izumi

今年4月21日に、和歌山市出水にある「太田城水攻め堤跡」が県指定史跡になりました。歴史的な背景とともに、少し紹介したいと思います。

戦国時代が終わり安土桃山時代に移り変わるころ、現在の和歌山市周辺には有力な戦国大名はおらず、雑賀衆と呼ばれる有力者が自治を行う共和国のような状態であったといわれています。天正5(1577)年の織田信長による紀州征伐の頃から、紀の川北岸の中野城や雑賀孫一の城として知られる弥勒寺山城などを中心に戦いが繰り広げられましたが、羽柴秀吉による天正13(1585)年の第二次紀州征伐の際に行われた最後の戦いが、「太田城の水攻め」です。

太田城は雑賀衆の有力者の1人である太田左近の守る城で、現在、和歌山市太田の来迎寺境内には太田城跡という石碑が建てられています。水攻めの堤はこの城を落とすために、総延長5～7kmに及ぶ規模で築かれたらしく、大門(宮井)川を堰き止めたとみられる和歌山市出水付近には、盛土状の堤の跡が残されています。今回県史跡に指定された場所では和歌山市による発掘調査が行われ、基底部幅20.8m、高さ2.4m以上の堤の跡が確認されています。

「太田城の水攻め」は羽柴秀吉の天下統一に向けた「日本三大水攻め」の1つとして知られています。

秀吉最初の水攻めは天正10(1582)年に現在の岡山市で行われた「備中高松城の水攻め」です。この水攻めの終盤に起こった本能寺の変で織田信長は亡くなり、急遽、毛利氏と講和した秀吉軍は「中国大返し」と呼ばれる迅速な行軍で引き返して、山崎の戦い(天王山の戦

い)で明智光秀を破りました。

この戦いの後、秀吉は織田家の家臣団の中で優位な立場を築いていき、天正12(1584)年に秀吉と徳川家康・織田信雄連合軍の間で「小牧・長久手の戦い」が起こります。この戦いは引き分けて終わりましたが、秀吉は敵対する態度を示した勢力を一掃すべく、天正13年(1585)年に「太田城の水攻め」を含む紀州征伐を行いました。

最後の「武蔵忍城の水攻め」は、天正18(1590)年に、秀吉が関東の北条氏を倒して天下統一を成し遂げた「小田原城攻め」と同時に行われています。忍城は関東平野中央の湿地帯にある城で、秀吉配下の石田三成の水攻めに抵抗した様子は、映画『のぼうの城』で有名になりました。

いずれの戦いでも、秀吉は天下統一に向け、地域の人々に自分の力を見せつけるような象徴的な戦いを見せています。

「太田城の水攻め」のあった年には、秀吉の弟秀長を城主とする和歌山城の建設が始まりました。その後、和歌山城には徳川家康の十男・頼宣が入り、和歌山は紀州55万5千石の城下町として発展して、現在の和歌山市へ繋がっていきます。

このように「太田城の水攻め」は、秀吉の天下統一に向けた過程の中で重要な戦いであっただけでなく、和歌山の歴史の大きな転換点となった戦いでもありました。

皆さんの身近にも、様々な歴史的背景をもつ史跡が多数ありますので、現地を訪れて歴史を感じてみてはいかがでしょうか。

TOPICS 01

県内就職を応援



和歌山県では、高校生には「**高校生のためのわかやま就職ガイド**」を、大学生、短大生、高専生及び専門学校生には、「**UIわかやま就職ガイド**」をお配りし、県内企業の魅力や県内就職のメリットをお伝えしています。(冊子の内容は、Webでもご確認いただけます。)

保護者の方にもご覧いただき、ぜひ和歌山県での就職について考えていただければと思います。

高校生のためのわかやま就職ガイド 2023版



配布対象
就職希望の高校3年生
及び高校2年生全員

配布時期
5月下旬～6月
(学校を通じて配布)

◀Web版はこちら

UIわかやま就職ガイド 2023版



配布対象
大学新3年生、
新4年生等

配布時期
3月
(学生宅(実家)に郵送)

◀Web版はこちら

TOPICS 02

高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度について

高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件を全て満たしている方(世帯)に対し、高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)を給付します。

- 対象**
- 令和5年7月1日現在、以下の要件を全て満たしている方(世帯)**
- ① 高校生等が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象である学校に在学していること
 - ② 保護者等が生活保護を受給(生業扶助を措置)又は、令和5年度の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が0円(非課税)であること
 - ③ 保護者等が和歌山県内に住所を有していること
 - ④ 高校生等が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金支給の資格を有する者であること
- ※家計が急変し、保護者等の令和5年中の収入が非課税相当となる世帯についても支給対象となる場合があります。

- 申請方法**
- 県内の学校へ通学されている方**は
学校を通じて提出してください。
通学されている学校で申請書を受け取り、必要書類を添付のうえ学校へ提出してください。
- 県外の学校へ通学されている方**は
県へ直接申請してください。
申請書は下記問合せ先で直接入手するか、郵送を希望される場合、下記の問合せ先までその旨連絡してください。
申請書等は下記ホームページアドレスからダウンロードも可能です。

問合せ先

公立 県生涯学習課 奨学班 ☎073-441-3728
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153447.html>



私立 県文化学術課 学術振興班 ☎073-441-2098
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022100/gakkou/kyuhukin0.html>

